

低入札価格調査実施要領

第1条 目的

この要領は、富士川町が発注する工事又は製造その他の契約における低入札価格調査の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 対象となる業務

- (1) 低入札価格調査の対象とする契約は、競争入札に付するすべての建設工事請負契約とする。ただし、これ以外の類似の案件にあっても、公正な取引秩序を乱すおそれや品質面の低下や労働条件の悪化が懸念される場合等で、自治令第167条の10第1項の規定に該当し、契約担当者が必要と判断した場合には対象とすることができるものとする。(以下「対象業務」という。)
- (2) 総合評価落札方式により執行する建設工事

第3条 調査基準価格の設定

- (1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7.5を乗じて得た額とする。

1) 下記2)、3)以外

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2) 電気設備工事、受変電設備工事、通信設備工事、機械設備工事

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費と機器間接費の額の和に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分6.8を乗じて得た額
- ⑤ 機器費の額に10分の8.5を乗じて得た額

注) 機械設備工事、下水道の機械設備工事及び電気設備工事においては、「機器間接費」を「据付間接費＋設計技術費」と読み替える。

3) 営繕工事（電気設備工事、建築工事、機械設備工事）

- ① 直接工事費から現場管理費相当額を減じた額に10分の9.7を乗じて得た額

② 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

③ 現場管理費に現場管理費相当額を加えた額に 10 分の 9 を乗じて得た額

④ 一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

※現場管理費相当額は、直接工事費に 10 分の 1 を乗じて得た額

(2) 契約担当者が必要と認める特別な契約の場合は、前項に関らず契約ごとに 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 までの範囲内で契約担当者の定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

第 4 条 予定価格調書への記載

第 3 条により調査基準価格を設定し、具体的価格を予定価格に記載した書面（以下「予定価格調査書」という。）に「調査基準価格〇〇円」と記載し、さらに入札書と比較するため当該調査基準価格に 110 分の 100 を乗じて得た金額を「調査基準価格の 100 / 110 〇〇円」と記載する。

第 5 条 入札参加者への周知

本調査の円滑な運用を図るため、対象業務の入札公告又は指名通知及び入札説明書等により、調査基準価格を設けたこと及び調査基準価格を下回る入札を行った者（総合評価落札方式適用工事にあたっては評価値の最も高い者）（以下「最低価格入札者」という。）は最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある旨を周知するものとする。

第 6 条 落札者の決定等

入札の結果、予定価格の制限の範囲内で、かつ調査基準価格以上の入札があった場合には、最低価格入札者を落札者とし、調査基準価格を下回る入札があった場合には、入札執行者は、入札者に対し、落札者の決定を「保留する」旨を宣言し、後日結果を通知する旨告げて入札を終了する。

第 7 条 調査の実施

当該対象業務の所管課長は、調査基準価格を下回る価格の入札があった場合は、その価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、具体的に判断するため、次の内容について、最低価格入札者から事情聴取、関係機関への照会等の調査を行い、その結果及び意見を記載した低入札価格調査書（様式第 1 号の 1, 2）を作成する。

① その価格により入札した理由

② 業務内訳書（見積書）

③ 業務員（技術者）の確保見通し

- ④ 業務報告書
- ⑤ 経営及び信用状況（取引金融機関等への照会、貸金不払い等の状況）
- ⑥ ①～⑤までの照会及び事情聴取した結果についての調査検討
- ⑦ その他必要な事項

第8条 調査の結果、適合した履行がされると認めた場合の措置

業務所管長が調査の結果、最低価格入札者の入札価格により、契約の内容に適合した対象業務が確実に履行されると認めたときは、契約担当者は、業務所管長の調査の結果及び意見を記載した「低入札価格調査表」を付して当分の間、「低入札価格調査委員会」に諮り最低価格者を落札者と決定し、直ちに最低価格入札者に対し落札した旨を通知するとともに、他の入札参加者に対してその旨を知らせるものとする。

第9条 調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認めた場合の措置

業務所管長が調査の結果、最低価格入札者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、契約担当者は、業務所管長の調査結果及び意見を記載した「低入札価格調査票」を付して、「低入札価格調査委員会」にその意見を求めなければならない。

第10条 低入札価格調査委員会の審査及び意見

低入札価格調査委員会は、契約担当者から意見を求められたときは、審査を行い意見を述べるものとする。

第11条 低入札価格調査委員会の意見に基づく落札者の決定等

(1) 低入札価格審査委員会の表示した意見のうち、多数の意見が契約担当者の意見（その価格をもっては、契約の内容に適合した履行が確保できないおそれがあると認められる意見）と同一であった場合は、契約担当者は価格競争における最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者、もしくは総合評価落札方式により評価値が最も高かった者を落札者とせずに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最も評価値の高い者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。

この場合、次順位者が基準価格を下回る入札者であった場合には、第7条以降と同様の手続きによって行うものとする。

(2) 契約担当者は、低入札価格調査委員会の表示した意見のうち、多数の意見が自己意見と異なった場合においても、なお、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたことについて合理的な理由があるときには、次順位者を落札者とすることができる。

(3) 契約担当者は、次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者に対しては落札者とし、次順位者に対しては落札者となった旨の通知をするとともに、その他の入札者に対しては、次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。

第12条 低入札価格調査委員会の設置

本要領に定める審査を行うため、別に定める富士川町低入札価格調査委員会設置運営要領により低入札価格調査委員会を設置するものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年6月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。